

## 令和6年度 東京都普通交付税の再算定結果について

本日、令和6年度の普通交付税額が変更決定され、総務大臣から通知されましたので、お知らせします。

### <再算定結果の概要>

- 国の補正予算により今年度地方交付税が増額されたことに伴い、再算定を行いました。
- 「給与改定費」等が基準財政需要額として算定されたことにより、道府県分・大都市分ともに財源超過が縮小し、道府県分と大都市分を合算した財源超過額は、当初算定の18,422億円から549億円の減となり、17,873億円となりました。
- 再算定後においても財源超過となることから、東京都は、引き続き不交付団体となりました。

・東京都の算定は、地方交付税法に基づき、道府県分と大都市分を合算し、東京都と特別区（23区）をあわせて1つの自治体とみなして行われます。

道府県分…東京都が行う道府県行政を算定するもの

大都市分…特別区の区域内で東京都及び特別区が行う市町村行政を算定するもの

(単位:億円)

区 分	令和6年度 (再算定)	令和6年度 (当初算定)	増減額	令和5年度 (再算定)
基準財政収入額 A	56,141	56,141	0	53,516
道府県分	26,937	26,937	0	25,672
大都市分	29,204	29,204	0	27,843
基準財政需要額 B	38,269	37,719	549	37,596
道府県分	21,441	21,117	324	21,041
大都市分	16,828	16,602	225	16,555
財源超過額 A-B	17,873	18,422	△ 549	15,920
道府県分	5,496	5,820	△ 324	4,631
大都市分	12,376	12,602	△ 225	11,288

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがあります。

<問合せ先>

財務局主計部財政課 電話 03-5388-2669